

調布市のごみをめぐる状況について

本市は、2019（平成 31）年 3 月に改訂した「調布市一般廃棄物処理基本計画」（計画期間：2013（平成 25）年度～2022（令和 4）年度）において、

未来のため 地球のため さらに減量・リサイクル
～みんなではぐくむ「もったいない」の心～

をスローガンにごみの減量・リサイクル施策を進めてきました。

今年度は現行の基本計画の最終年度にあたりますが、その間、当審議会では、市長に対し、さらなるごみの減量・資源化に向けた建議を行い、市においては調布市ゼロカーボンシティ宣言、CHOFU プラスチック・スマートアクション等の取組が行われました。

国においても、食品ロス削減やプラスチックの発生抑制・資源化をめぐる新たな法制度の整備などの動きがありました。

本資料は、こうした本市のごみをめぐる状況や国内外の動向について整理するものです。



調布市ごみ減量・リサイクルキャラクター
リサッチョ

資料目次

1. 本市のごみ減量・資源化の現状について	3
1.1 ごみ量・資源化率の推移	3
1.2 ごみの中の減量可能なもの・さらに資源化できるものの量（推定）	7
建議「さらなるごみの減量・資源化の推進について」	8
2. 関連する市の取組・国内外の動向	9
2.1 国際的な動向	9
2.2 国の法制度等	11
2.3 調布市の取組例	13
別表 調布市一般廃棄物処理基本計画策定に係る主な出来事と今後の動向	18

1. 本市のごみ減量・資源化の現状について

1.1 ごみ量・資源化率の推移

※ **計画目標** と記載した項目は、現行の一般廃棄物処理基本計画において設定した令和4年度計画目標数値を示しています。（埋め立て処分量ゼロなる目標は継続して達成中）

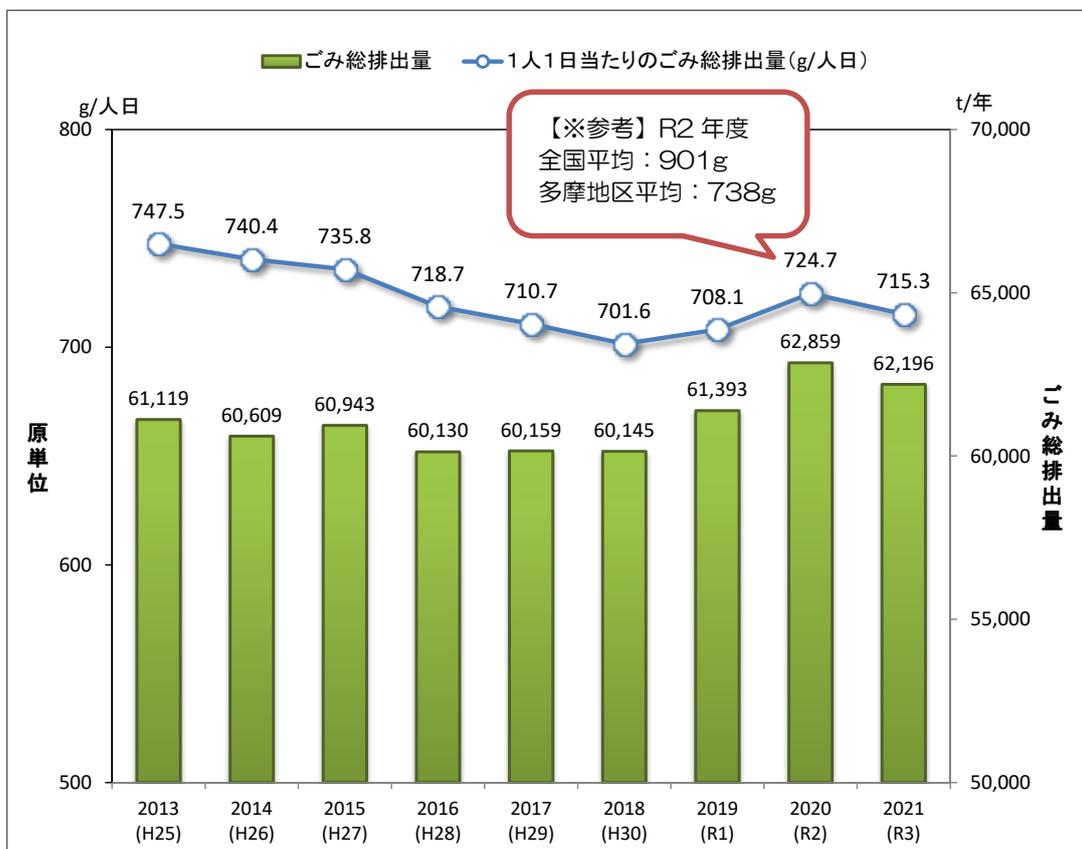
(1) 総ごみ量

✔️ コロナ禍等の影響で、令和元（2019）年度以降ごみ量は増加傾向

総ごみ量（家庭系ごみ・事業系ごみ・資源物の総和）は、平成30（2018）年度までは6万トン台でほぼ横ばい、市民一人あたりでは減少傾向にありました。

令和元（2019）年度にやや上昇に転じ、令和2（2020）年度はコロナ禍の影響で大幅な増加となりました。令和3年度は減少に転じたものの、まだコロナ禍前の令和元年度よりも高い水準にあります。

図表 1 ごみ総排出量・1人1日あたりのごみ総排出量の推移



※ごみ総排出量：家庭系ごみ＋事業系可燃ごみ＋資源物（集団回収を含む）
 1人1日あたりのごみ総排出量（原単位）：ごみ総排出量÷人口÷年間日数

(2) 家庭系ごみ量

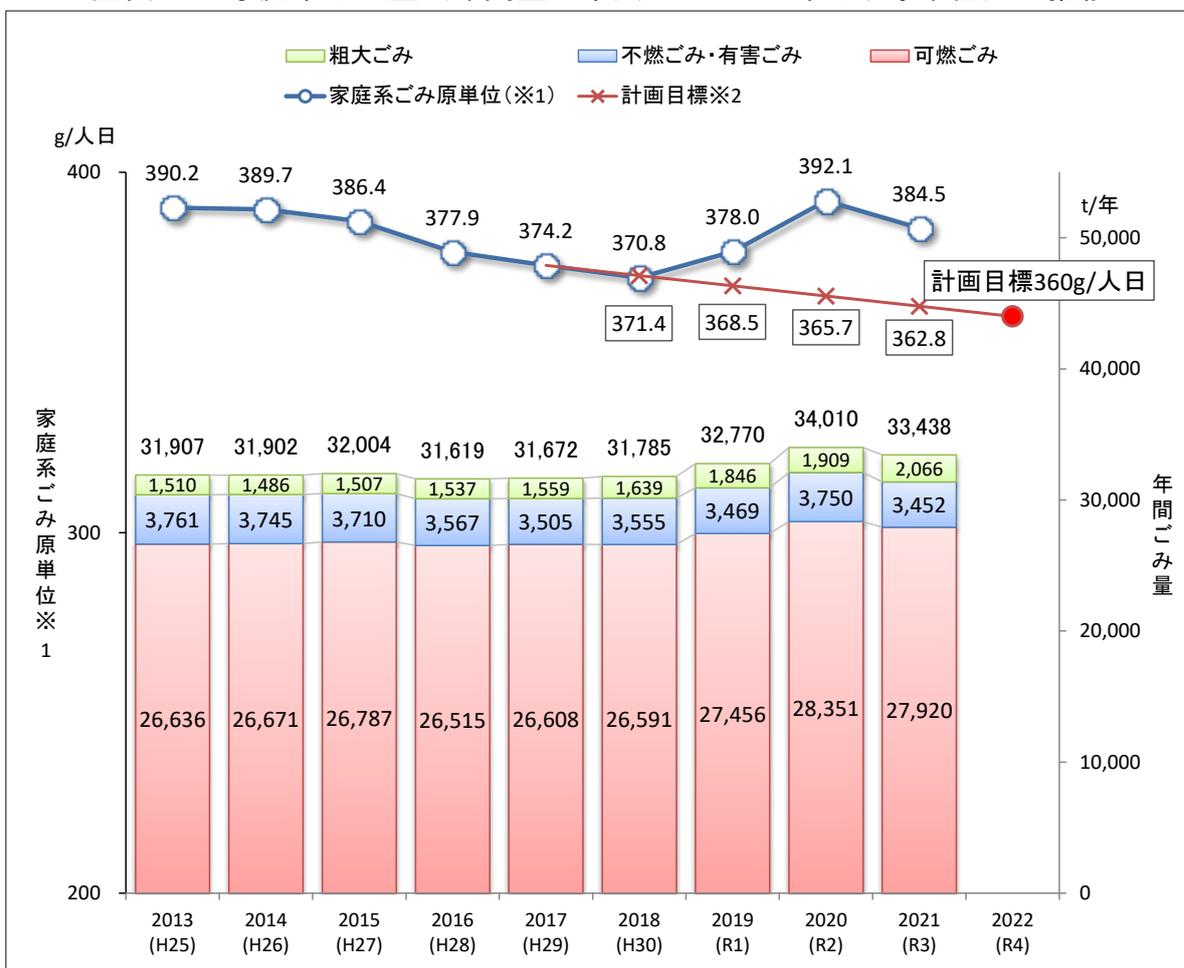
計画目標 360g/人日（令和4年度）

☑️ コロナ禍もあり家庭系ごみ量が増大したため、目標達成は困難

家庭系ごみ（可燃・不燃・粗大・有害ごみ）の排出量は、平成30（2018）年度までほぼ横ばいで、その間人口が増えていたので、1人あたりの量は減少していました。

令和2（2020）年度はコロナ禍の影響で大きく増大し、令和3（2021）年度はやや減少しています。

図表2 家庭系ごみ量（年間量・市民1人1日あたり原単位）の推移



※1 家庭系ごみ原単位：家庭系ごみ（可燃,不燃,有害,粗大）÷人口÷年間日数

* 事業系可燃ごみや資源物は除きます

※2 平成30年度～令和3年度の計画目標は、平成29年度実績と最終年度（R4年度）目標から算出した按分値です。

(3) 事業系可燃ごみ量

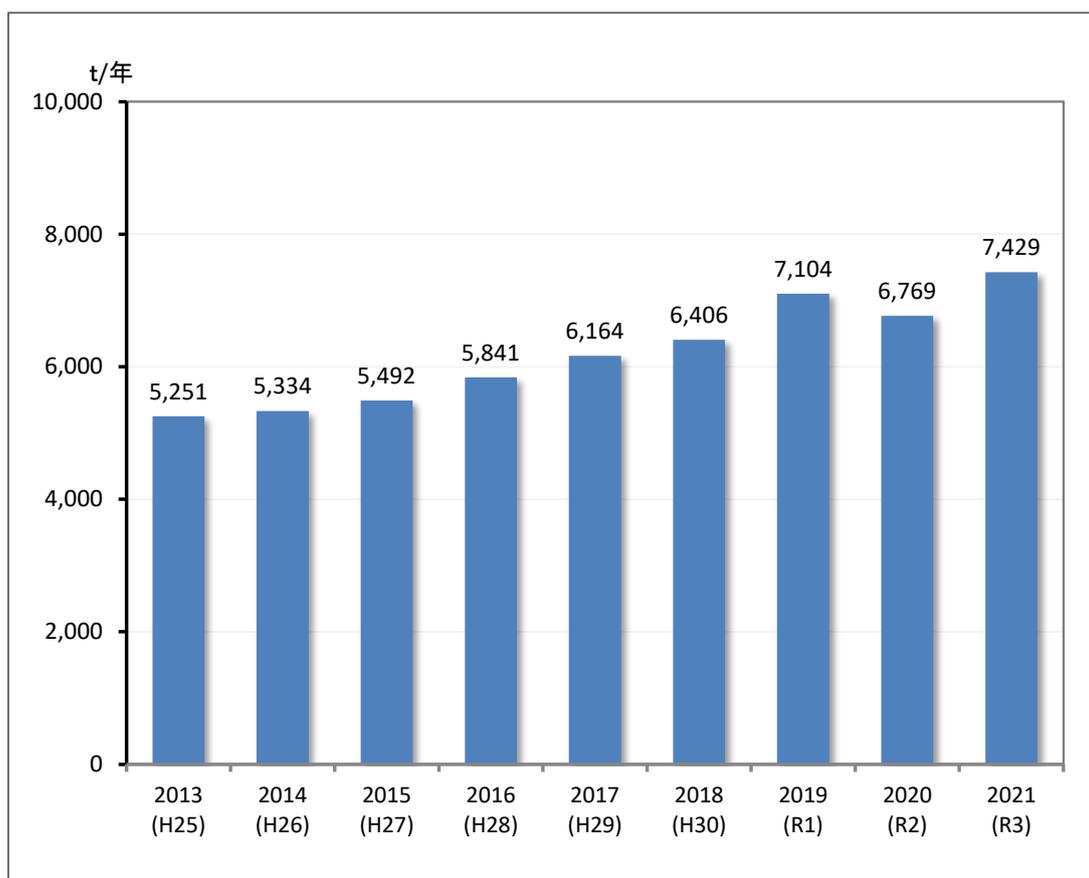
✔ 令和 2（2020）年度を除き、一貫して増加傾向

事業系可燃ごみ量はほぼ一貫して増加傾向にあります。ただ、令和 2（2020）年度はコロナウィルス感染症拡大に伴う飲食店の営業自粛などで前年度よりも減少しました。

※事業系可燃ごみとは、清掃工場に持ち込まれた事業系の可燃ごみです（不燃ごみや粗大ごみは受け入れていません）。

また、少量排出の事業系ごみは、専用の袋で家庭系ごみとともに収集しているため、統計上は家庭系ごみに含まれています。

図表 3 事業系可燃ごみ量の推移



(4) 資源化率

計画目標

家庭系ごみ資源化率 41% 総資源化率 43% (令和 4 年度)

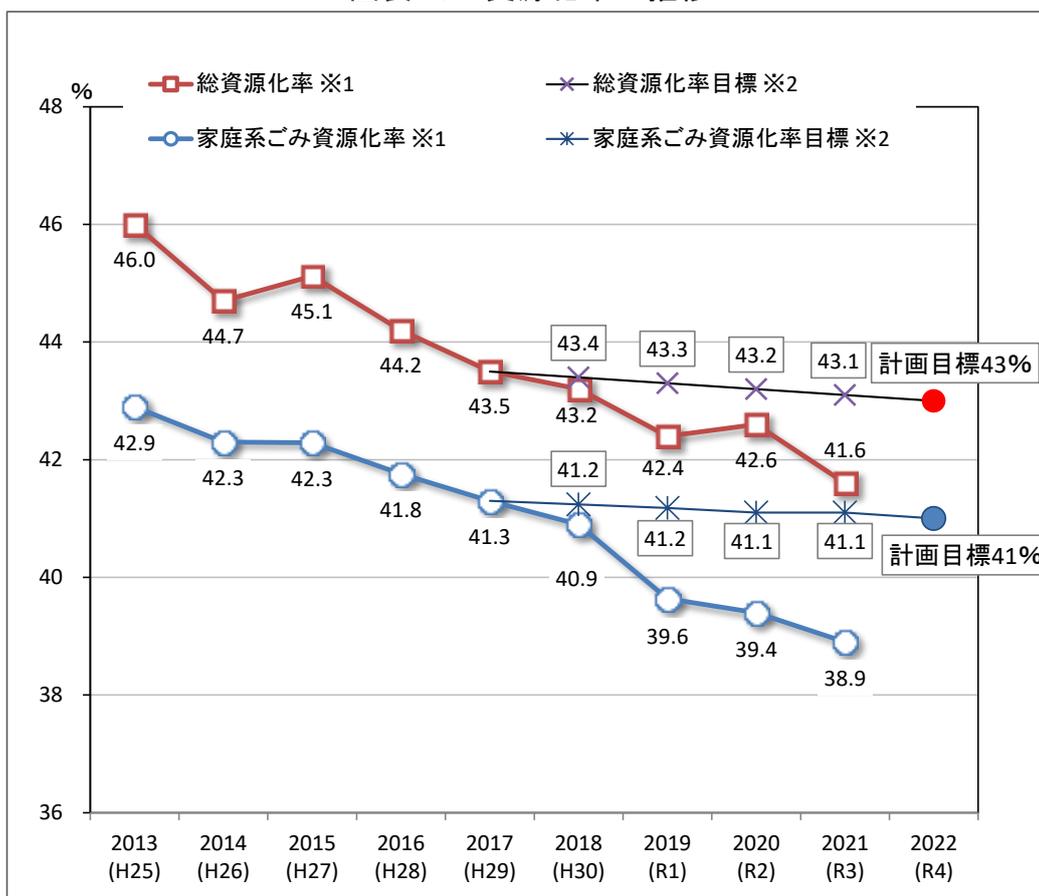


新聞や雑誌類の排出量の落ち込みが大きく、計画目標を下回って推移

「家庭系ごみ資源化率」とは、家庭から出る不用物の内、資源（市の回収+集団回収）として分別された割合です。家庭系ごみ資源化率は新聞古紙、雑誌古紙の落ち込みが大きく、減少傾向にあります。

「総資源化率」は、粗大ごみからの金属回収や焼却灰のエコセメントなど、中間処理後の資源化量も含めた資源化率です。総資源化率は、令和元（2019）年度の新クリーンセンター稼働により粗大ごみからの金属回収量が増えるなど、令和 2（2020）年度までやや持ち直していましたが、令和 3（2021）年度は減少に転じています。

図表 4 資源化率の推移



※1 総資源化率 = (資源物 + 中間処理施設資源化量 + 集団回収) ÷ ごみ総排出量

*粗大ごみからの金属回収や焼却灰のエコセメント化を含む

家庭系ごみ資源化率 = (資源物 + 集団回収) ÷ (ごみ総排出量 - 事業系ごみ量)

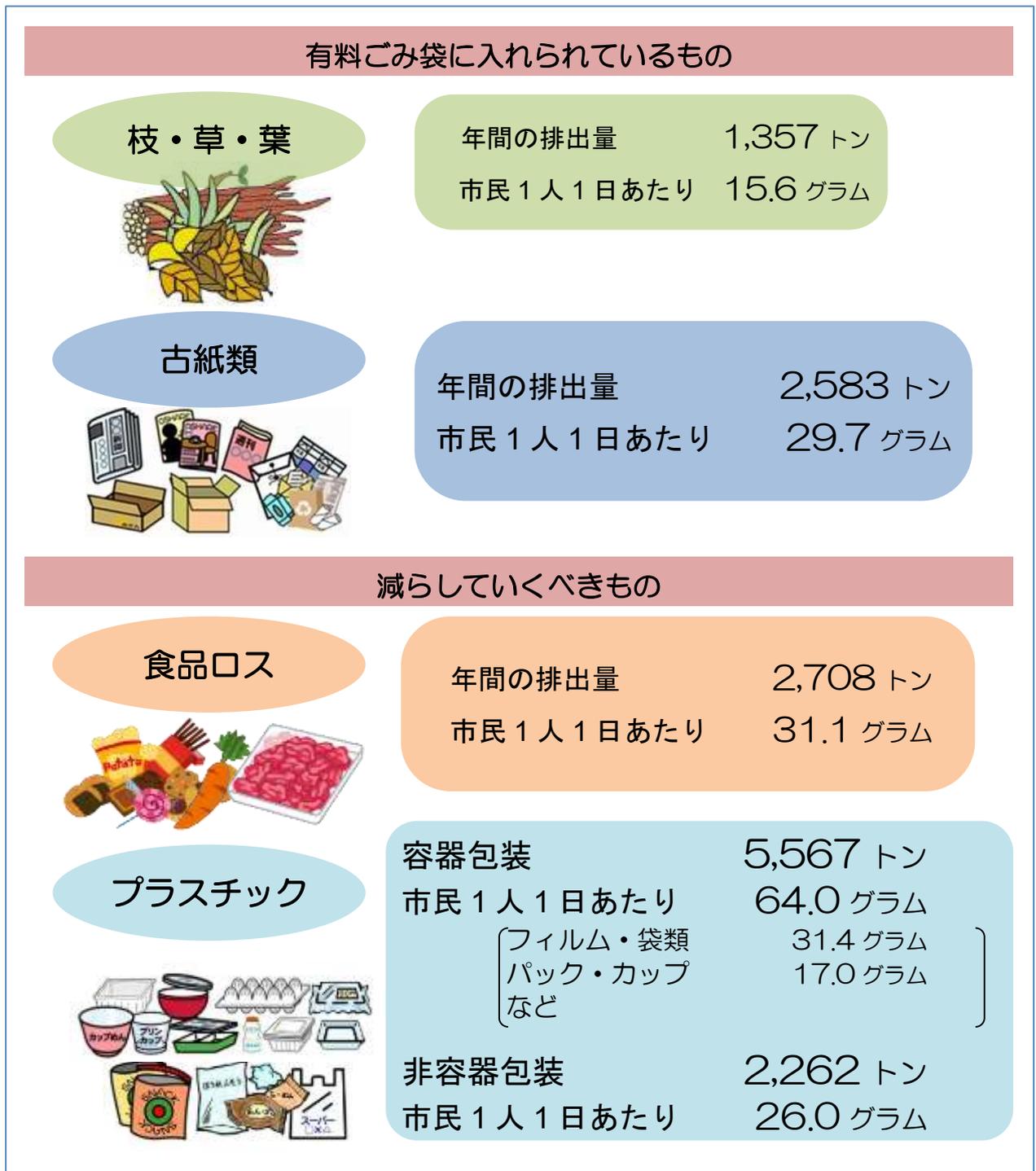
*家庭から出る不用物の内、資源として分別された割合

※2 平成 30 年度～令和 2 年度目標は、平成 29 年度実績と最終年度 (R4 年度) 目標から算出した按分値です。

1.2 ごみの中の減量可能なもの・さらに資源化できるものの量（推定）

調布市は、毎年、家庭から排出される可燃ごみ・不燃ごみ・容器包装プラスチックの詳細な組成分析調査を行っています。その結果から「枝・草・葉」「古紙」「食品ロス」「プラスチック」といった、さらに減量・資源化可能なものが、ごみの中にどの程度含まれているかを、下図に令和3（2021）年度のごみ量に基づき推定しました。

図表 5 ごみの中の減量・資源化可能なものの推定排出量
（燃やせるごみ・燃やせないごみ・容器包装プラスチックに含まれる量の合計）



建議「さらなるごみの減量・資源化の推進について」

- 前項のようなごみ量・資源化率やごみの中身の実態を受け、市長は令和2（2020）年9月に審議会に対し、「古紙類及び枝・草・葉のさらなる資源化の推進，及び食品ロス対策とプラスチックごみの減量等」について諮問しました。
- 審議会では1年あまりの審議を経て、令和3（2021）年11月に市長に建議を行いました。建議内容のあらましは以下の通りです。

1 プラスチックごみの減量・資源化

- ワンウェイ（使い捨て）プラスチック削減を市民・事業者呼びかけ、調布市も事業者として率先実行するなど、暮らしの中のプラスチックごみ削減
- 市民・事業者に分かりやすく周知・徹底し、容器包装プラスチック分別の徹底
- 幅広い世代が参加しやすい清掃活動の展開や、子ども達への環境教育を通じ、ポイ捨て防止と海洋プラスチックごみ対策の推進

2 食品ロスの削減

- フードドライブ実施や環境教育などを通じて、食品ロスの削減を実践・体感できる場を提供し、家庭でのリデュース（発生・排出抑制）を推進
- 大規模商業施設での先進事例や食品ロス削減に取り組む飲食店などをPRし、事業所でのリデュース（発生・排出抑制）を推進
- 関係団体のネットワークづくり等により、未利用食品の有効利用の促進

3 枝・草・葉の資源化

- 先進事例を参考にしつつ、新たな資源化方法の導入に向けた検討
- チッパー車による剪定枝資源化事業を拡充するなど有効利用の促進

4 古紙類の資源化推進

- 集団回収の促進や、個人情報保護された回収拠点の整備、店頭回収の活用など、古紙分別の徹底によるごみ減量・資源化の促進
- 古紙の種類、細かな分別が必要な理由を市民に情報発信したり、地区単位での分別促進など、古紙類の品質向上のための方策の検討

2. 関連する市の取組・国内外の動向

ここまで見てきたような、市のごみの実態や取り組みの方向性に関連する国内外の動向や調布市の取組について、以下に例示します。

2.1 国際的な動向

(1) SDGs（持続可能な開発目標）

2015（平成 27）年9月、国連サミットにおいて持続可能な開発目標 SDGs（Sustainable Development Goals）が全会一致で採択されました。

SDGsは、2030（令和 12）年を期限とする 17 の目標（ゴール）と 169 のターゲットからなっています。

図表 6 持続可能な開発目標（SDGs）の 17 のゴール



ロゴ：国連広報センター作成

たとえば、目標 12「つくる責任 つかう責任」の「2030 年までに小売・消費レベルにおける一人当たりの食料の廃棄を半減させる」というターゲットは、我が国の第四次循環型社会形成推進基本計画の食品ロス削減目標にも反映されています。

次ページの表は、ごみ減量やリサイクルの分野で関連する SDGs の主な目標・ターゲットです。

図表 7 ごみ減量やリサイクルに関連する SDGs の主な目標・ターゲット

SDGs の目標・ターゲット		ごみ処理・リサイクル分野の例
目標（ゴール）	ターゲット	
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p> <p>4.7 教育を通して持続可能な開発に必要な知識・技能を得られるようにする</p>	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒への環境教育や環境学習
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p> <p>7.2 再生可能エネルギーの割合を増やす</p>	<ul style="list-style-type: none"> ごみ焼却熱エネルギー回収（ごみ発電） 枝・草・葉などのバイオマス利用
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p> <p>9.4 資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大により持続可能性を向上させる</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新たなごみ処理・リサイクル技術の開発・導入
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p> <p>11.6 大気や廃棄物を管理し、都市の環境への悪影響を減らす</p>	<ul style="list-style-type: none"> 分別収集、資源化・処理体制の整備
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>持続可能な生産消費形態を確保する</p> <p>12.3 世界全体の一人当たりの食料廃棄を半減させ、生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減らす</p> <p>12.5 廃棄物の発生を減らす</p>	<ul style="list-style-type: none"> 食品ロスの削減 サーキュラー・エコノミー化の促進
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p> <p>13.2 気候変動対策を政策、戦略及び計画に盛り込む</p>	<ul style="list-style-type: none"> プラスチック類の焼却量の削減 低炭素型処理・リサイクルの推進
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p> <p>14.1 海洋汚染を防止・削減する</p>	<ul style="list-style-type: none"> 海洋プラスチックごみ問題
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p> <p>17.17 効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市民・事業者・行政の参画・連携の推進

2.2 国の法制度等

(1) 食品ロス削減推進法

「食品ロスの削減の推進に関する法律」（略称：食品ロス削減推進法）は、令和元（2019）年10月1日に施行されました。

食品ロス削減推進法では、国が食品ロスの削減に関する施策を総合的に策定するとともに、地方自治体には地域の特性に応じた施策の策定・実施、事業者には自らの削減努力とともに国や地方公共団体の施策への協力などを求めています。

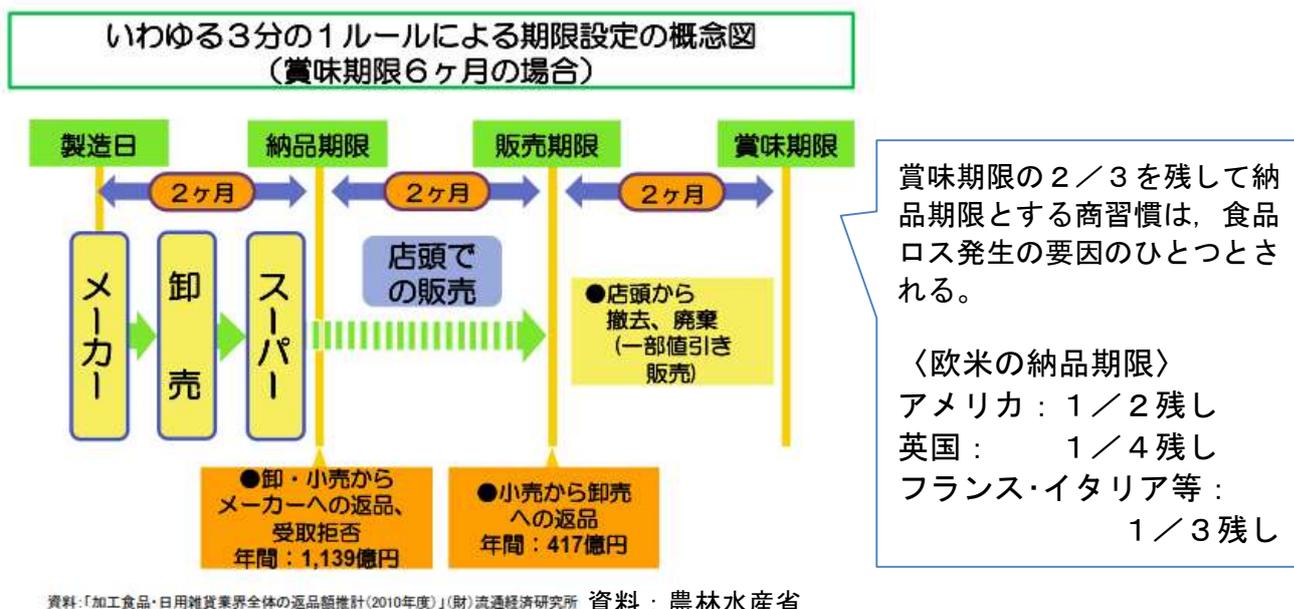
食品ロスの削減は、SDGsにも目標として掲げられており、国や関連業界、自治体では以下のような取組を行っています。

①商慣習の見直し（国や都道府県の取組）

食品の賞味期限設定方法について、国では2012（平成24）年度に「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」を設置し、関連業界団体とともに統一ガイドラインを検討し、業界団体に対応を要請しました。「賞味期限延長」「年月表示化」は徐々に進んでいます。

また、日本の食品流通では「3分の1ルール」という商慣習があり、賞味期限の2/3を残していないと廃棄されてしまう食品があります。このルールについて、国が卸・小売関連団体に「納品期限緩和」を要請。大手事業者によるいくつかの食品サプライチェーンでは緩和に応じています。

（参考）食品流通の「3分の1ルール」とは



②食品ロス削減月間

食品ロス削減推進法で毎年 10 月が「食品ロス削減月間」と定められました。

国や大手チェーン、自治体など、この月間に様々なキャンペーンを展開しています。

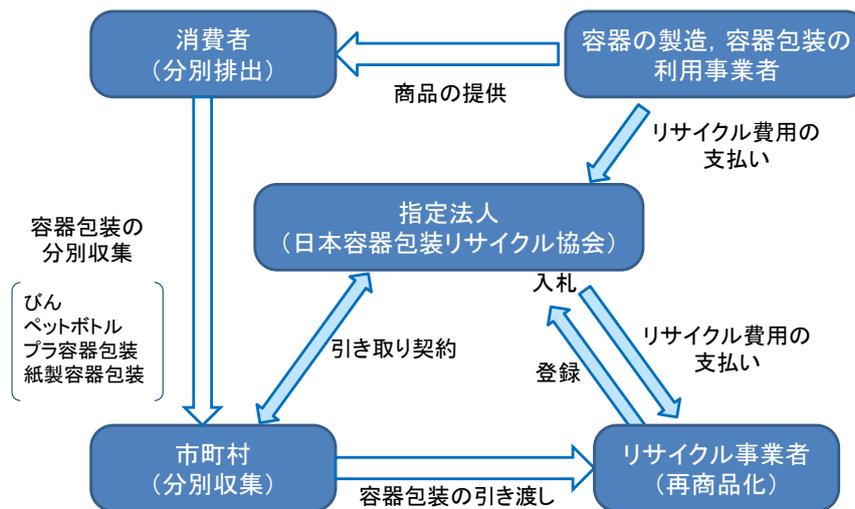


(2) 容器包装リサイクル法

調布市が分別収集した容器包装プラスチックは、ふじみ衛生組合リサイクルセンターで選別処理され、容器包装リサイクル法に基づいて再商品化事業者引き渡されています。(今年度はコークス炉の化学原料に再生しています)

再商品化にかかる費用は、容器や中身のメーカーが負担しています。

図表 8 容器包装リサイクル法のしくみ



(3) プラスチック資源循環促進法

プラスチックごみの発生抑制やリサイクルをさらに推進するため、今年（令和 4 年）4 月から施行された法律です。同法では、

- プラスチック製品の環境配慮設計をすすめること
- 小売・サービス事業者における使い捨てプラスチックの使用を抑制すること（使い捨てスプーンやストローをやめるなど）

といった製造・流通・販売に関わる新たな仕組みが盛り込まれています。

また、市町村のプラスチック類の分別収集を促進するため、容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括回収し、容器包装リサイクル法のしくみで資源化する制度などが盛り込まれました。(リサイクルの費用は市町村が負担)

2.3 調布市の取組例

(1) CHOFU プラスチック・スマートアクション

調布市としてプラスチックごみの減量やプラスチックごみの海洋流出防止に繋がる取組などを積極的に実践するため、市では当審議会のご意見も伺いつつ「CHOFU プラスチック・スマートアクション」を取りまとめ、令和 2（2020）年 4 月から取り組んでいます。

取組内容は、

- ① 市としての率先行動の促進（市庁舎での取組）
- ② 市民・事業者等との協働による取組
- ③ 東京 2020 大会を契機とした取組とその他の取組

の 3 つの柱からなっています。

例えば市としての率先実行としては、市庁舎内の自動販売機ではペットボトル飲料を缶飲料等に切り替えたり、市の会議等でマイボトルの使用を呼びかけたりしています。



(2) 調布市ゼロカーボンシティ宣言

世界的な取組課題となっている気候変動問題については、世界全体の平均気温を産業革命前に比べ 1.5℃の上昇に抑えるためには、「2050 年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることが必要」であるとされています。（2018 年の IPCC（気候変動に関する政府間パネル）報告書による）

調布市では、令和 3（2021）年 4 月に市・市議会共同で、脱炭素社会の実現に向けて「2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」にする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言しました。



(3) 調布市一般廃棄物処理基本計画の策定

ごみ処理やリサイクルに関する市の長期計画である、「調布市一般廃棄物処理基本計画」は、現行の計画の計画期間が今年度までのため、現在「調布市一般廃棄物処理基本計画策定委員会」で市民・事業者や学識者の参加の下、新たな策定作業を行っています。

新たな計画の計画期間は、SDGs の目標年次と同じ令和 12（2030）年度までとしています。

審議会の建議内容の施策への反映や、ふじみ衛生組合リサイクルセンターの建替（令和 9 年度予定）に向けた対応などを盛り込みつつ、ごみの発生・排出抑制、資源リサイクル、安定的な処理・処分、そして市民・事業者・行政の連携と協働を柱とした計画となる予定です。

参考として本資料末尾の別表に、現行計画の計画期間と関連する主なできごとを整理しました。

(4) 生ごみ処理機等購入費補助制度

ごみ減量の一環として、ごみの自家処理を促進し、併せて生活環境の保全を図るため、生ごみ処理機など、ごみ減量装置等の購入に要する費用の一部を補助しています（平成 7 年 4 月から開始）。



個人で購入する場合

対象品	補助金額	数	再申請期間
家庭用生ごみ処理機※1 家庭用堆肥化容器	購入価格の2分の1相当額とし、 2万円を限度	1世帯あたり 1基※2	5年※3
家庭用生ごみ処理剤	購入価格の2分の1相当額とし、 1年度につき1世帯5,000円を限度		

※1 ディスポーザ（生ごみを破砕・粉砕する部位または機能）を有するものを除きます。
 ※2 家庭用堆肥化容器を2基で1つの処理作業を行うと認められる場合は、2基を補助対象とします。
 ※3 過去に当補助金の交付を受けている場合は、補助金が交付された日の属する年度の翌年度から5年以内は申請できません。

調布市ホームページより

(5) 資源物地域集団回収事業

資源の再利用とごみの減量活動を推進するため、資源物の集団回収を行っている団体に奨励金を交付しています。子ども会や自治会など、概ね 20 世帯以上が加入している市民団体が市に登録し、古紙類、鉄類(スチール缶)、びん類、アルミニウム類(アルミ缶)、古布類(衣類)、牛乳パック類を集めて、市に登録した資源物回収業者に引き渡すことで、回収した資源物の引き渡し量に応じて、回収団体に 1 キログラムあたり 8 円、回収業者に 1 キログラムあたり 4 円の奨励金を交付しています。

(6) フードドライブの取組

調布市では、2014（平成 26）年度から調布市消費者団体連合会、調布市社会福祉協議会と協力し、食品ロスを減らすためのフードドライブ（※）を市役所やイベント会場、社会福祉協議会（総合福祉センター1 階）などで実施しています。

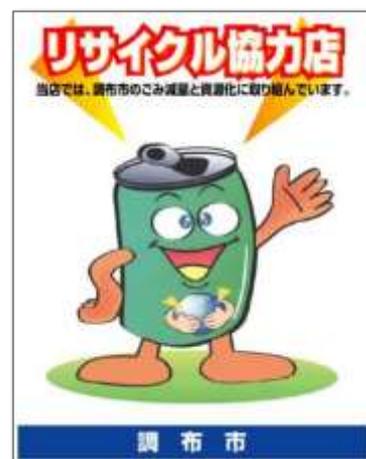
また、調布パルコとトリエ京王調布に協賛いただき、フードドライブ同時開催も定期的にも実施しています。



※フードドライブとは、家庭で余っている食品（レトルト食品や缶詰など）をイベント会場や学校、職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク団体などに寄付する活動です。

(7) 食べきり協力店制度

調布市では、包装の削減や店頭回収の実施など、ごみ減量・リサイクルに積極的な店舗・事業所を「ごみ減量・リサイクル協力店」として認定し、ステッカーを掲示するなどして市民に利用を呼びかけています。



(8) チッパー車による剪定枝資源化事業

枝・草・葉は、平成31（2019）年4月より、有料ごみ袋ではなく無料での収集を開始していますが、剪定枝の有効利用を図るため市では、自宅から出る剪定枝をその場でチップにしてお返しする「剪定枝資源化支援事業」を実施しています。

図表 9 剪定枝資源化支援事業



剪定枝の資源化に関連しては、2020（令和2）年1月24日に、当審議会と調布市廃棄物減量及び再利用促進員との合同で、「町田市剪定枝資源化センター」の視察を実施しました。

【町田市剪定枝資源化センターの視察（2020.1.24）】

剪定枝資源化センターは、市内から発生する剪定枝を破碎・発酵させて、良質で安価な剪定枝たい肥（土壌改良材）を作る施設です。この剪定枝たい肥は、市内の農家をはじめ多くの市民が利用していて、農業振興に寄与しています。



(9) エコセメント化事業

ご家庭から出された「燃やせるごみ」は、ふじみ衛生組合「クリーンプラザふじみ」にて焼却されます。ごみを燃やした後に残る焼却灰は、西多摩郡日の出町にある東京たま広域循環組合二ツ塚処分場に毎日運ばれています。処分場では、以前は埋め立てていた焼却灰をセメントの原料として再生利用しており、その結果、調布市を含む多摩地域のリサイクルが進み、処分場の使用期間は大幅に伸びました。ごみを燃やした後に残る焼却灰を原料としてつくる「エコセメント」製品は、調布市内でも利用され、資源循環型社会の形成に役立てられています。

(10) ごみ減量啓発作品の募集

毎年度、小中学生を対象としたごみ減量啓発ポスター作品「これならできるごみ減量とリサイクル」、一般を対象とした「調布エコ川柳」作品を募集し、展示・表彰しています。

入賞作品は、調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会委員と、展示会場への来場者からの投票により決定します。

令和元（2019）年度からは、ポスター作品及びちょうふエコ川柳で、「海洋ごみ問題」をテーマの一つとして募集しています。



(11) 「ザ・リサイクル」「ザ・リサイクル ジュニア」

ごみに関する情報提供及び減量・資源化の意識啓発のため、関連する情報を掲載した広報誌「ザ・リサイクル」を年3回発行しています。

また、令和2（2020）年度からは、環境教育の一環として、ごみの減量・資源化を推進するために、小・中学生の皆さんを対象とした「ザ・リサイクル ジュニア」を年1回発行しています。



別表 調布市一般廃棄物処理基本計画策定に係る主な出来事と今後の動向

